

# 軽度者の福祉用具貸与に係るフロー

軽度者（要支援1・2、要介護1）である

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く）については、要介護2・3も含む

はい

表1の基本調査の結果に該当する

はい

確認依頼書の提出は不要です

サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、必要性を判断して下さい。

いいえ

いいえ

- ・貸与種目が「車いす及び車いす付属品」で、表1において **No.1（2）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者**に該当する。
- ・貸与種目が「移動用リフト」で表1において **No.5（3）生活環境において段差の解消が必要と認められる者**に該当する、

はい

確認依頼書の提出は不要です

主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、必要性を判断して下さい。

いいえ

表2のいずれかに該当することが医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。

いいえ

福祉用具貸与費の給付が出来ません

はい

町への確認申出書の提出が必要です。

（必要書類）

- 確認申出書
- 主治の医師からの情報
- サービス担当者会議の議事録
- ケアプランの写し